

北畠親房と「正直」

下川 玲子

序

本論文は、北畠親房の「正直」の概念を明らかにし、親房の倫理思想の特徴を明確にするものである。

親房によれば、倫理的に正しい心のあり方は、「天照太神」が皇孫「天津彦々火瓊々杵尊」に「三種神器」とともに授けた「神勅」の中に示されている。

此三種ニツキタル神勅ハ正匡國ヲタモチマスベキ道ナルベシ。鏡ハ一物ヲタクハヘズ。私ノ心ナクシテ、万象ヲテラスニ是非善悪ノスガタアラハレズト云コトナシ。其スガタニシタガヒテ感応スルヲ徳トス。コレ正直ノ本源ナリ。玉ハ柔和善順ヲ徳トス。慈悲ノ本源也。劔ハ剛利決断ヲ徳トス。智慧ノ本源也。此三徳ヲ翁受ズシテハ、天下ノヲサマランコトモコトニカタカルベシ。神勅アキラカニシテ、詞ツバマヤカニムネヒロシ。アマサヘ神器ニアラハレ給ヘリ。イトカタジケナキ事ヲヤ。中ニモ鏡

ヲ本トシ、宗廟ノ正体トアフガレ給。鏡ハ明ヲカタチトセリ。心性アキラカナルバ、慈悲決断ハ其中ニアリ。

(『神皇正統記』⁽¹⁾ 天津彦々火瓊々杵尊の条)

彼は、正しい心のあり方として、私の心がなくてすべての事柄の是非善悪がはっきりと分かること、柔和善順であること、剛利決断できること、という三点を挙げ、これらを一語で「正直」「慈悲」「智慧」と表現する。また、親房は「中ニモ鏡ヲ本トシ、宗廟ノ正体トアフガレ給。鏡ハ明ヲカタチトセリ。心性アキラカナルバ、慈悲決断ハ其中ニアリ。」と述べ、「三種神器」の中で「鏡」をもっとも重んじ、よく磨かれて明るい「鏡」のように「正直」であれば、おのずと「慈悲」深く正しい「決断」ができること主張する。「正直」は、親房の倫理思想において、もっとも中核的な概念なのである⁽²⁾。

(一) 「正心」の概念

親房は、『元元集』の「神国要道篇」で、「古欲下御」大道一

明中明徳上者、先修二其身一、欲レ修二其身一者、先レ正二其心一、欲レ正二其心一者、在二于致知、⁽³⁾と述べ、「理政安民之業」を實踐するためには「修身・正心・致知」の三つを行うことの重要性を説いている。「明明徳」は、「大学の道は、明徳を明らかにするに在り、民を親たにするに在り、至善に止まるに在り。(大学之道、在明明徳、在親民、在止於至善。)」⁽⁴⁾という「大学」の「三綱領」の一つに相当する。「修身・正心・致知」は、「古の明徳を天下に明にせんと欲する者は、先づ其の國を治む。其の國を治めんと欲する者は、先づ其の家を齊ふ。その家を齊へんと欲する者は、先づ其の身を修む。其の身を修めんと欲する者は、先づ其の心を正しくす。其の心を正しくせんと欲する者は、先づ其の意を誠にす。其の意を誠にせんと欲する者は、先づ其の知を致す。知を致すは物に格るに在り。(古之欲明明徳於天下者。先治其國。欲治其國者。先齊其家。欲齊其家者。先修其身。欲修其身者。先正其心。欲正其心者。先誠其意。欲誠其意者。先致其知。致知在格物。)」という「大学」の「八条目」の一部に相当する⁽⁵⁾。

『元元集』の大部分は、度会家行の『類聚神祇本源』や『珊瑚集』からの引用文で成り立っているが⁽⁶⁾、「神國要道篇」のみは親房自身の文章で構成されており、彼の見解が強く打ち出されている。親房がそこに『大学』を引用することは、彼独自の傾向といつてよい。ここにおいて、親房が朱子学の影響を受けていたことが分かる。親房はまた、『神皇正統記』でも、『大学』の「八条目」を引用している。

三十一年庚戌ノ年モロコシノ周ノ二十三代君、靈王ノ二十一年也。コトシ孔子誕生ス。自レ是七十二年マデヲハシケリ。儒教ヲヒロメラル。此道ハ昔ノ賢王、唐堯、虞舜、夏ノ初ノ禹、殷ノハジメノ湯、周ノハジメノ文王・武王・周公ノ國ヲ治メ、民ヲナデ給シ道ナレバ、心ヲ正シクシ、身ヲナラクシ、家ヲ治メ、國ヲ治メテ、天下ニヲヨボスヲ宗トス。
(綏靖天皇の条)

ところで、親房の『大学』の「八条目」の解釈には次の特徴がある。彼が、『元元集』「神國要道篇」において、「修身・正心・致知」を三種神器に関連づけて論ずる点である。

伝二瓊玉一者、欲レ使下修二其身一克妙上、伝二宝鏡一者、欲レ使下正二其心一克明上也、伝二神劍一者、欲レ使下致二其知一克断上也、

(『元元集』「神國要道篇」)
すなわち親房は、「瓊玉」を「修身」に、「宝鏡」を「正心」に、「神劍」を「致知」に対応させる。さらに、「三種神器」の中でも「鏡」を特別視し、「八条目」の中で「鏡」に相当する「正心」をとりわけ重視する。『神皇正統記』「綏靖天皇の条」の「心ヲ正シクシ、身ヲナホクシ、家ヲ治メ、國ヲ治メテ、天下ニヲヨボスヲ宗トス」という記述においても、「八条目」の前の三つ「格物・致知・誠意」を省略し、「正心」を修養の端緒とする。これらのことから、親房の「八条目」解釈の特徴として、「正心」重視の点が挙げられる。

それでは、親房は、『大学』から影響を受けた「正心」の概念

を、どのように展開するのだろうか。彼は、「正レ心如レ鏡無二毫釐之邪一」（『元元集』「神国要道篇」）というように「正心」を「鏡」にたとえている。さらに『神皇正統記』で次のように説く。

其源ト云ハ、心ニ一物ヲタクハエザルヲ云。シカモ虚無ノ中ニ留ルベカラズ。天地アリ、君臣アリ。善悪ノ報影響ノ如シ。己ガ欲ヲステ、人ヲ利スルヲ先トシテ、境々ニ対スルコト、鏡ノ物ヲ照スガ如ク、明々トシテ迷ハザランヲ、マコトノ正道ト云ベキナヤ。

（応神天皇の条）

鏡ハ一物ヲタクハヘズ。私ノ心ナクシテ、万象ヲテラス。ニ是非善悪ノスガタアラハレズト云コトナシ。其スガタニシタガヒテ感応スルヲ徳トス。コレ正直ノ本源ナリ。

（天津彦々火瓊々杵尊の条）

この文章は、親房の「正心」の概念の構造を示すものである。すなわち「鏡」は「正直ノ本源」とされているので、「正直」はこの場合「正心」のことである。心は、鏡にたとえられている。心が「己ガ欲」や「私ノ心」によって曇らされていない時——よく磨かれた鏡のような状態の時——あたかも鏡が物を映すように、心はものごとの善悪をよく写し出す。親房は、このような心の状態を「正心」とする。

人ハスナハチ天下ノ神物ナリ。心神ヲヤブルコトナカレ。神ハタル、ニ祈祷ヲ以テ先トシ、冥ハタハフルニ正直ヲ以テ本トス。

日月ハ四州ヲメグリ、六合ヲ照スト云ヘドモ正直ノ頂ヲ照スベシ。

（『神皇正統記』応神天皇の条）

これは、神冥が垂加して人に加護を与えるためには、それを受け容れる人間が「祈祷」し「正直」でなくてはならず、「正直ノ頂」に「神」が垂加すると解釈できる。すなわち、親房は、人が「正直」になった状態に「神」が感応して降下すると主張する。親房の「正心」（正直）とは、「神」が人間の心に感応することによって、人間が善悪を判断できる状態を示しているのである。

では、「正心」であればそこに「神」が感応し、人は善悪の正しい判断ができるとはどのようなことなのだろうか。その分析の前に、まず、親房において「性」がいかにか理解されているのだろうか。また、それと「心」の関係はどうなっているのか。

まず、親房の「性」の概念について検討してみたい。

（左大臣頼長）本性アシクオハシケルトゾ。

兄ノオト、ハ本性オダヤカニオハシケレバ、オモヒイレヌサマニテゾスゴサレケル。

（『神皇正統記』後白河院の条）

人の「性」にはさまざまな違いがあり、それは一様ではないという親房の考え方がここに現われている。ただし後に示すように、親房の「性」は、朱子の「性」の概念とは異なる。朱子の「性」にあたる概念は、親房においては「心ノ源」である。そして親房はそれを善なるものとする。

大カタ天皇ノ世ツギヲシルセルフミ、昔ヨリ今ニ至マデ家々ニアマタアリ。カクシルシ侍モサラニメヅラシカラヌコトナレド、神代ヨリ継体正統ノタガハセ給ハヌ一ハシヲ申サンガタメナリ。我國ハ神國ナレバ、天照太神ノ御計ニマカセラレタルニヤ。サレド其中ニ御アヤマリアレバ、曆数モ久カラズ。又ツキニ正路ニカヘルド、一旦モシヅマセ給タメシモアリ。コレハミナミヅカラナサセ給御トガナリ。冥助ノムナシキニハアラズ。仏モ衆生ヲミチビキツクシ、神モ万姓ヲスナヲナシメントコソシ給ヘド、衆生ノ果報シナジナニ、ウクル所ノ性オナジカラズ。十善ノ戒力ニテ天子トハナリ給ヘドモ、代々ノ御行迹、善悪マチマチ也。カ、レバ本ヲ本トシテ正ニカヘリ、元ヲハジメトシテ邪ヲステラレンコトゾ祖神ノ御意ニハカナハセ給ベキ。

〔神皇正統記〕光孝天皇の条

ここでも親房は、「ウクル所ノ性オナジカラズ」というように、人の「性」がけつして均一ではないと主張する。親房において「性」とは後に示すように、「心ノ源」が曇っているかどうかの「心」の状態をさす。彼は、人の「性」の中には悪いものもあるということに着目し、「カ、レバ本ヲ本トシテ正ニカヘリ、元ヲハジメトシテ邪ヲステラレンコト」と述べる。悪い「性」を矯正する努力をすることの重要性を説く。そしてそれは、「本ヲ本トシテ正ニカヘリ、元ヲハジメトシテ邪ヲステラレンコト」の実践によって克服されるのである。

次に、親房において、「性」と「心」はどのような関係にあるのか。

（詩や音楽などが、現在では芸能と思われ軽んじられて
いることも）コレヲヨクセバ僻ヲヤメ邪ヲフゼグヲシヘ
ナルベシ。カ、レバイヅレカ心ノ源ヲアキラメ、正ニカ
ヘル術ナカラム。

〔神皇正統記〕嵯峨天皇の条

ここでは、「正ニカヘル術」として、「心ノ源ヲアキラメ」ることが挙げられている。先に見たように、親房は「本ヲ本トシテ正ニカヘ」ることによって悪い「性」が矯正されると主張した。その「正ニカヘル」具体的な方法とは、「心ノ源」を明らかにすることである。すなわち、親房において、「心ノ源」を明らかにすることが、悪い「性」を矯正することになる。そして、「心ノ源」に汚れがついていない状態になったならば、悪い「性」が矯正されたことになる。「心ノ源」がきれいであれば、「性」は善なのである。

さて親房は、悪い「心」について次のように考えている。たとえば、彼は、「モノニ慢ズル心」（『神皇正統記』村上天皇の条）、「ヲゴリノ心」「心モサカシカリケレド」（同、二条院の条）、「心ノ黒クシテ」「私ヲサキトシテ公ヲワスル、心アルナラバ」（同、後嵯峨院の条）というように、悪い「心」を形容している。そしてすでに考察したところの「正心」の概念を前提とすれば、悪い「心」とは、「己ガ欲」「私ノ心」などによって曇らされている「心」を指すと考えられる。『神皇正統記』の応

神天皇の条に、「其源ト云ハ、心ニ一物ヲタクハエザルヲ云。」とあるが、「一物」「己ガ欲」「私ノ心」という曇りを除いた所に、正しく善悪を判断する「心ノ源」は存在するのである。

親房の「心」は、「心ノ源」およびそれを曇らせている「一物」「己ガ欲」「私ノ心」から成る。「心ノ源」を曇らせているものを取り除けば、善なる人間になり得るのであるから、汚れがついていない「心の源」の状態を保つならば人は本来は善なる性質を発揮する。悪を生ずる原因は、「心ノ源」に付着する曇り（「一物」「己ガ欲」「私ノ心」）であり、「心」が曇っている状態は、善ないし邪である。親房は、このように「性」を「心」の状態（すなわち「心」は、「心ノ源」および曇りで構成されており、曇りが多いと悪く、曇りがなくて明らかであれば善い）と見なし、「性」にも善悪があり得ると考えたのである。

親房の「神」の概念には、二つの要素がある。まず「理」に由るものとして、造化の道筋、世界を成り立たしめる法則、善悪の判断者、さらに、神から皇孫へ正統に皇位継承を行わせる力がある。次に「氣」に由るものとして、「陰陽」「天地」「五行」「五大」などのすべての生成の段階（およびこの世界を構造する要素）がある。親房は、「神」に混合する「理」「氣」二つの性質の関連を朱子のように明確にしていない。それゆえ朱子のように、「性」を「氣質の性」と「天理の性」に分けることはない。

親房は、「神」から分化したものとして人を「神物」と呼び、人の心も「神」と同質と見なし「心神」と呼んだ。

親房において、人の「心」（心神）は、「氣」によって形成されているが、「理」をも備えている。それは、宇宙論で見たように、混合しているのである。ゆえに全面的に「理」を備えている「心」を考えれば、正しい善悪の判断が可能である。しかし、実際には「理」「氣」雑糅であるから、善なる「心」もあれば悪い「心」もある。善悪の正しい判断をもたらず「理」が、「心」全体を占めているわけではない。そうなると、先に分析した「心」の構造の中の「心ノ源」こそが、「理」「氣」混合の中であって「理」に相当するものと考えられる。

「正心」、すなわち「神」が人間の「心」に降下することによって人間が善悪を判断できる状態は、次のように説明できる。親房の「神」とは、「太極」、つまり万物の祖である。そこから生じた万物は、「神」の性質を分有する。人の「心」も例外ではなく、「心ノ源」に、「神」の「理」的性質すなわち善悪の正しい判断ができる能力を備えている。しかし、「心」が「理」「氣」混合のゆえに、「心ノ源」は曇ったり汚れたりして正しい善悪の判断が阻まれる場合がある（そのような「心」の状態を「性」と言う）。その曇りを晴らす（正にかえる）ことができれば、「正心」という「心」の状態が生まれ、人は、本来「心ノ源」に備った「理」的性質を発揮することができ、善悪の正しい判断ができるのである。親房が引用する「人ハスナハチ天下ノ神物ナリ。心神ヲヤブルコトナカレ。神ハタル、二折禱ヲ以テ先トシ、冥ハクハフルニ正直ヲ以テ本トス。」（『神皇正統記』応神天皇の条）という『倭姫命世記』を出典とする文章

は、このことを示している。

(二) 「正直」の構造

ここで、親房における「私ノ心」(「己ガ欲」、心の曇り)を究明する。そして、人性論をすべて理気論に還元する朱子の思想体系とは異なる、倫理思想と宇宙論を関連づける親房独自の論理を明らかにする。

まず、『神皇正統記』の応神天皇の条の次の文章を検討しよう。

マコトニ、君ニツカへ、神ニツカへ、国ヲオサメ、人ヲオシヘンコトモ、カ、ルベシトゾオボエ侍。スコシノ事モ心ニユルス所アレバ、ヲホキニアヤマル本トナル。周易ニ、「霜ヲ履堅氷ニ至。」ト云コトヲ、孔子釈シテノ給ハク、「積善ノ家ニ余慶アリ、積不善ノ家ニ余殃アリ。君ヲ弑シ父ヲ弑スルコト一朝一タノ故ニアラス。」ト云リ。毫釐モ君ヲイルカセニスル心ヲキザスモノハ、カナラズ乱臣トナル。芥蒂モ親ヲロソカニスルカタチアルモノハ、果シテ賊子トナル。

この文章の示すとおり、親房は、祖先の善行は子孫に「余慶」をもたららし、反対に、不善な行いは子孫に「余殃」をもたらすと考えている⁹⁾。

祖先の「善」「悪」が、子孫の「慶(繁栄)」「殃(衰退)」に影響するという考え方は、『神皇正統記』の随所に見られる。

両兄マシマシシカド、此天皇ノ御スエ世ヲタモチ給。御

母方モ仁徳ノナガレニテマシマセバ、猶モ其遺徳ソキズシテカクサダマリ給ケルニヤ。

(『神皇正統記』欽明天皇の条)

ここでは親房は、欽明天皇が兄たちを退けて自らの子孫に皇位を継承させることができた理由を、欽明天皇の母方の祖である仁徳天皇の「遺徳」に求めている。

此大臣マサシキ外戚ノ臣ニテ政ヲモハラニセラレシニ、天下ノタメ大義ヲオモヒテサダメオコナハレケル、イトメダタシ。サレバ一家ニモ人コソオホクキコエシカド、摂政関白ハコノ大臣ノスエノミゾタエセヌコトニナリケル。ツギツギ大臣大将ニノボル藤原ノ人々モミナコノ大臣ノ苗裔ナリ。積善ノ余慶ナリトコソオボエハベレ。

(『神皇正統記』陽成天皇の条)

またここでは親房は、藤原基経の業績を非常に高く評価し、基経の子孫が繁栄したのは、基経の「積善ノ余慶」によるものと考えていることが分かる。

次の記述は、親房が北条泰時についての評価を述べたものである。

彼泰時アヒツギテ徳政ヲサキトシ、法式ヲカタクス。己ガ分ヲハカルノミナラズ、親族ナラビニアラユル武士マデモイマシメテ、高官位ヲノゾム者ナカリキ。其政次第ノママニオトロハ、ツギニ滅ヌルハ天命ノヲハルスガタナリ。七代マデタモテルコソ彼ガ余薫ナレバ、恨トココナシト云ツベシ。

〔「神皇正統記」後嵯峨院の条〕

ここで、親房は、北条家が七代も続いて繁栄したことを、北条泰時の徳政の「余薫」としている。

(後宇多院の治政について) 大方コノ君ハ中古ヨリコナ
タニハアリガタキ御コトトゾ申侍ベキ。文学ノ方モ後三
条ノ後ニハカホドノ御オキコエサセ給ハザリシニヤ。
(中略) コノ御スエニ一統ノ運ノヒラカル、有徳ノ余
薫トゾオモヒ給ル。

〔「神皇正統記」後宇多院の条〕

この文は、後宇多院の後、その子後醍醐天皇から孫である後村上天皇へと皇位が継承され、大覚寺統(南朝)繁栄しているのは、後宇多院の「有徳ノ余薫」によるものと説かれている⁽⁴⁰⁾。

以上、ある人物の道徳的に正しい行為は、「余塵」「余薫」として子孫に繁栄をもたらすという親房の強い確信を読み取ることができる⁽⁴¹⁾。

それでは、祖先が「正心」であることが、なぜ子孫に影響するのであろうか。(一)で指摘したように、親房は、「性」は多様であり均一ではないと考えていた。「性」は、「心ノ源」に曇りが付着しているかどうかの「心」の状態であるが、親房は、「性」を生まれつきのものとして注目すべきである。このことに関して親房は、「衆生ノ果報シナジナ」(「神皇正統記」光孝天皇の条)と言うように、仏教的な用語で「性」に生まれつきの善悪があることを説明している。しかし、これは彼の仏教思想というよりも、彼の「積善ノ余塵」「余薫」とい

う思想―祖先の道徳的な善悪(その祖先が「正心」であり「心ノ源」を曇っていないかったこと)が、子孫の人間の生まれつきの「心」の状態(「性」)に深く関わっているという考え方―と解釈すべきである。親房は、「太極図」を利用して独自の宇宙論を構築した。親房は、「太極」から「陰陽」「五行」「万物」への生成発展を、「神」という「理」「氣」混合体がその同質性を保持しながら形を次々と変えてゆく過程ととらえかえしたが、この「易」的宇宙論をもとにした親房の宇宙論が、実は「積善ノ余塵」を根拠づけているのである。さらに、親房は、儒学的な「積善ノ余塵」―儒学思想は元來個人の「徳」を重んじるが、それを拡大して「家」に「徳」があるとする考え方―を重視するのと同時に、神々の系譜、血の繋がりを繰り返し論述する。このことは、彼が両者を矛盾すると認識しなかつたばかりか、むしろ神々の系譜を、「積善ノ余塵」の仕組みを示すものと考えていたと解釈すべきである。親房は、「神皇正統記」において、ある家系、ことに天皇家に、道徳的に善なる者―「正直」な者が輩出することを「積善ノ余塵」と論じると同時に、天皇家の血すじに道徳的に善なるもの「正直」なものが多いことを示す。

親房は、道徳的に正しい人間(「正心」)であり、「心ノ源」をおおう曇りが少ない)の形質が、「太極図」の展開のように、同質性を保持しつつそのまま子孫へ受け継がれてゆくと考える。「正心」な人間の子供は、その親の「心」の状態(「心ノ源」)を蔽う曇りが少ない)を受け継いで、生まれながらに曇りが少な

い「性」が善である」という形質であるがゆえに、彼もまた「正心」であり道徳的に正しい行為ができる可能性が高いのである⁽¹²⁾。ただし親房は、時としてそのような体質を受け継いでおらず、生まれつき「心ノ源」をおおう曇りが多い、すなわち「性」が悪である（それゆえ「心ノ源」を除くために多大な努力が必要になる）人物が天皇家の中に生まれることを認める。そして、そうした人物が世襲によつて天皇になる場合もありうるとする。この点から見ると、親房の「心ノ源」をおおう曇りが生じるプロセス、すなわち形質継承論は、親房の中で完全に論理化されているとは言えない。

親房の倫理思想における「心ノ源」を曇らせる「私ノ心」「己ガ欲」が、彼の宇宙論の概念とどのように対応するかが、これですべて明確になつたわけではない。しかし、親房の宇宙論と「積善ノ余慶」の思想から考えれば、彼は、全体的には宇宙生成のあり方、すなわち変容する宇宙と親がその形質を受け継いだ子供を生むことを重ね合わせるにより、そのプロセスの中では「己ガ欲」という曇りが生じるものと考えていたと思われる。このように、親房は、人が道徳的に善であるか悪であるかという問題についても、血統の連続（すなわち形質の継承）という「事実」から説明しようとしたのである⁽¹³⁾。

結語

親房の「正直」（正心）とは、「心ノ源」に附着している「私

ノ心」「己ガ欲」「一物」などの曇り除去し、「心ノ源」を明にして（曇りのない鏡のように）、本来の「心ノ源」の善なる性質を十分に発揮させた状態である。人は、「神」の性質を分有し、その「心ノ源」に、「神」の「理」的性質である善悪の判断を正しく行う能力を備えているからである。しかし、朱子は、倫理思想において、「性」は「理」であるが、「氣」によつて形成された「心」に附着しているために「理」のままに発現することが難しく、そのため「心」の機能が制限されると考えた。朱子の倫理思想が宇宙論（理気論）に対応してこのように体系化されているのに対して、親房の倫理思想は、朱子のように宇宙論と論理づけられていない。

しかし、確かに親房は、朱子のように「心」や「性」をすべて理気論に還元してはいないが、彼なりの仕方では倫理思想と宇宙論を関連づけた。親房の宇宙論と「積善ノ余慶」の思想を考察すれば、親房が、宇宙生成の過程と、親がその形質を受け継いだ子供を生むことをパラレルにとらえることによつて、「正直」「私ノ心」が生じる過程を説明しようとしていることが分かる。すなわち彼は、人の道徳的に善悪を、血統の連続（形質の継承）という「事実」によつて説明したのである。

親房は、道徳的善性が血統に依存すると考えていたことが明らかになつた。親房はこのような、いわば先天的決定論に基づいた倫理思想を基礎として、政治思想と歴史思想を展開する。そこで、彼は「徳」に基づく皇位継承や任官を重視したが、それはそもそも「徳」すなわち道徳的な能力が、血統に依存する

ことを前提とした議論なのである。

註

(1) 『神皇正統記増鏡』は、日本古典文学大系八七(岩佐正校注、岩波書店、一九六五年)による。

(2) 道德的に正しいあり方を「正直」という表現したのは、親房がはじめてではない。親房は、『神皇正統記』の「応神天皇の条」に、「人ハスナハチ天下ノ神物ナリ。心神ヲヤブルコトナカレ。神ハタル、ニ祈祷ヲ以テ先トシ、冥ハクハフルニ正直ヲ以テ本トス。」と記しているが、これは『倭姫命世記』の「心神ハ則天地之本基。身体ハ則五行之化生祭利。肆カユヘニ元トシテ元ヲ入りニ元初ニ」。本ノ本ヲ任セニ本ノ心ニ與。神ハ垂ニ以テニ祈祷ヲ一為レ先ト。冥ハ加ルニ以ニ正直ヲ一為レ本ト利。夫レ尊ヒレ天ヲ事フマツリレ地ニ。崇メレ神ヲ敬フレ祖ヲ則ハ。不スレ絶ニ宗廟一。經ニ綸天業ヲ一。又屏シテニ仏法ノ息ヲ一奉ツレ再ニ拜神祇一礼。日月ハ廻ニ四州一。雖トモ照ニ六合ヲ一。須シレ照スニ正直ノ頂ヲ一止。」(雄略天皇二十三年)を踏まえたものである(『倭姫命世記』は、『大神宮叢書 度会神道大成 前篇』へ大神宮叢書、神宮司廳、一九五七年)による。おそらく親房は、度会家行からこのような伊勢神道の倫理想を学んだと思われる。しかし、元来伊勢神道に由来する「正

直」を、「大学」の「正心」と関連づけて議論を深めたのは、親房独自の試みであろう。

岩佐正は、「正直」の読み方について、岩波日本古典文学大系『神皇正統記』の中で、「しろうじき」とルビをふっている。ただし、岩佐は、同書の補注一三で、「正直」が、「王道正直」(『書経』洪範)や「神聡明正直而老者也」(『左伝』莊公三十二年)などに由来することを指摘しているので、漢語風に読めば「せいちよく」が正しいことになる。

(3) 『元元集』は、『神皇正統記の基礎的研究』校本元元集一(平田俊春校訂、雄山閣出版、一九七九年)による。

(4) 『大学』『大学章句』は、『四書章句集注』新編諸子集成第一輯(宋)朱熹撰、中華書局、一九八三年)による。解釈は、『漢文大系巻』大学説・大学章句・中庸説・中庸章句・論語集説・孟子定本(服部宇之吉校訂、富山房、一九〇九年)へ筆者が用いたのは、一九八八年の増補第三版)を参照した。

(5) 岩佐正は、「天下ノ明德ハ虞舜ヨリ始ル。」(『神皇正統記』宇多天皇の条)について、岩波日本古典文学大系『神皇正統記』の頭注で『史記』(五帝本記)との関係を描いた。しかし親房は、『大学』を踏まえて記した可能性もある。

(6) 平田俊春は、『元元集』と度会家行の『類聚神祇本

源』・『瑚璉集』の關係を詳しく研究した（『神皇正統記の基礎的研究』第二篇第一章「元元集の成立と神皇正統記」雄山閣出版、一九七九年）。

(7) 「性」を「理」と考えることが、朱子の倫理思想の前提である。「性」とは「理」のことである。「氣」（天氣地質）がなければ、「理」がおちつく所がない。その「理」が付着した「氣」が清明ならば、本来善である「理」は順調に発現するが、その付着した所が氣質におおわれていた（氣質が昏濁している）場合、私欲がまさって「理」の発現がさまたげられ、悪が生じる。「本原之性」（「理」）は、善である。しかし、「本原之性」は、「氣質」を離れては落ち着く場所がない。「性」は、「氣質」（それは清明であることもあるが往々にして昏濁である）と一緒にある時は、「氣質」に包まれているので「氣質之性」となり、「本原之性」とは異なるものとなり、そこには善だけでなく悪いものも有り得る。

器官としての「心」は「氣」によって形成され、「性」は「理」である。「性」が、「氣」で形成される「心」に付着しているために、「理」のままに発現することが難しく、その結果「心」の機能も制限されてしまう。

朱子の宇宙論としての「理」「氣」論は、「性」や「心」を中核的な概念とする彼の倫理思想と体系的に關連づけられている。

(8) 親房は、「夫天地人之三才、其氣一也、其性一也、元氣

混沌者、寂然無レ心、一物已生、謂二之神明一、神明即是、天地生レ心之初也、至二于万物流レ形、群類異レ生者、神不レ知レ所ニ以生レレ彼、彼不レ知レ所ニ以生一、（『元元集』「神國要道篇」）というように、天地のはじまりに「一物」（神明）が出生して、これが「天地生之初心」であると述べる。「天地人」は「氣」と「性」が「一」であるので、天地の心が「神明」ならば、論理的には人の心も「神明」と言えよう。このように考え、親房は人の心を「心神」と呼ぶのではないだろうか。

(9) 「霜ヲ履堅氷ニ至。」は、『易』「坤」の卦の初六の爻辭の「初六。霜を履みて堅氷至る。（初六。履霜 堅氷至。）」による。さらに、親房が孔子の釈として記している「積善ノ家ニ余慶アリ、積不善ノ家ニ余殃アリ。君ヲ弑シ父ヲ弑スルコト一朝一夕ノ故ニアラス。」は、『易』の「文言伝」によっている。この「文言伝」について、たとえば、程伊川は『伊川易伝』で次のように注釈している。

天下の事は、未だ積むによりて成らざるものはあらず。家の積むところの善なれば、則ち福慶は子孫に及ぶ。積むところのもの不善なれば、則ち災殃は後世に流る。その大なるは弑逆の禍に至る。皆積み累ぬるに因りて至り、朝夕のよく成すところにあらざるなり。明者は、則ち漸も長ずべからず小を積みて大と成

るを知る。これを早きに弁じて便ち順長せず、故に天下の悪もよりにて成るなし。乃ち霜水の戒めを知るなり。霜は水に至り、小悪にして大に至るは、皆事勢の順長するなり。

天下之事。未有不由積而成。家之所積善者善。則福慶及於子孫。所積不善。則災殃流於後世。其大至於弑逆之禍。皆因積累而至。非朝夕所能成也。明者則知漸不可長。小積成大。弁之於早不便順長。故天下之惡无由而成。乃知霜水之戒也。霜而至於水。小惡而至於大。皆事勢之順長也。

〔伊川易伝〕へ全四卷は、『欽定四庫全書』へ『景印文淵閣四庫全書』経部三、易類〔第八冊〕による。書き下し文は、新釈漢文大系『易経』上(明治書院、一九八七年)の「文言伝」の注を参考にした。)。

ここでは、悪あるいは善の日は時勢によつて助長されるものであつて、善悪それ自体の繁殖力が問題にされていない。朱子は、『周易本義』で、この部分にほとんど触れていない。

(10) さらに、親房は、「村上源氏」を次のように評価している。此親王(具平親王)ゾマコトニオモタカク徳モオハシケルニヤ。其子師房姓ヲ給テ人臣ニ列セラレシ、才芸古ニハヂズ、名望世ニ聞アリ。十七歳ニテ納言ニ任ジ、数十年ノ間朝廷ノ故実ニ練ジ、大臣大将ニノボリテ、懸車ノ齡マデツカウマツラル。親王ノ女祇子女王

ハ宇治関白ノ室ナリ。仍此大臣ヲバ彼関白ノ子ニシ給テ、藤氏ニカハラズ、春日社ニモマイリツカウマツラレケリトゾ。又ヤガテ御堂ノ息女ニ相嫁セラレシカバ、子孫モミナ彼外孫ナリ。コノユヘニ御堂・宇治ヲバ遠祖ノ如クニ思ヘリ。ソレヨリコノカタ和漢ノ稽古ラムネトシ、報国ノ忠節ヲサキトスル誠アルニヨリテヤ、此一流ノミタエズシテ十余代ニオヨベリ。ソノ中ニモ行跡ウタガハシク、貞節オロソカナルタグヒハ、オノヅカラ衰テアトナキモアリ。向後ト云トモツ、シミ思給ベキコト也。大カタ天皇ノ御コトヲシルシ奉ル中ニ、藤氏ノオコリハ所々ニ申侍ヌ。源ノ流モ久クナリヌル上ニ、正路ヲフムベキ一ハシヲ心ザシテシルシ侍ル也。君モ村上ノ御流一トヨリニテ十七代ニ成シメ給。臣モ此御スエノ源氏コソ相ツタハリタレバ、タゞ此君ノ徳スグレ給ケルユヘニ余慶アルカトコソアフギ申ハベレ。

(11) 我妻建治は、『神皇正統記論考』第二章第一節『神皇正統記』における「正理」(吉川弘文館、一九八一年)で、親房の「余慶」「余薫」と、「正理」の概念との関係を詳しく考察している。

(12) 親房は、「性」つまり、生まれつき人の「心」には曇りの多い少ないの違いがあることを認めているが、それによって人間の最終的な善悪が決定されるとはけっして言っていない。親房は、次のように主張したいのではないだろうか。不善の親（曇りが多い）の形質を受け継いだ子は、その曇りを払うのにより多くの努力が必要である。そして、そのような子は、結果的に曇りを払うことができないで、親と同様に不善で終わる可能性が、善なる親から生まれた子に較べて高いのである。

(13) 『神皇正統記』において、「正直」こそが道徳的にもっとも正しい態度であるという考え方が、「天照太神」から「天津彦彦火瓊杵尊」へ、すなわち祖母から孫への「神勅」として語られることは注目に値する。親房の思想において、ある人間が道徳的に善であるか悪であるかという問題に、血統が関わっていることを象徴していると言える。

(しもかわ・りょうこ 中部大学非常勤講師)